

## とちぎ未来クラブ企業内結婚サポーター設置要綱

### (趣旨)

第1条 県民総ぐるみで、結婚を願う独身男女を支援するため、ボランティアとしてこの取組みに深い関心と行動力をもつ者を企業又は団体等（以下「企業等」という。）内に設置し、企業等における結婚の推進を図る。

### (名称)

第2条 ボランティアの名称は、「とちぎ未来クラブ企業内結婚サポーター」（以下「結婚サポーター」という。）という。

### (活動内容)

第3条 結婚サポーターは、とちぎ未来クラブと緊密な連携を図り、従業員等の結婚を推進するため、次の活動を行うものとする。

- (1) 企業等の従業員等の結婚相談に関すること。
- (2) とちぎ未来クラブ主催・共催・後援事業の情報提供に関すること。
- (3) とちぎ未来クラブ及び他のサポーターと連携して行う、従業員等の結婚推進に関すること。
- (4) とちぎ未来クラブが実施する研修への参加に関すること。

### (遵守事項)

- 第4条 結婚サポーターの活動にあたっては、相談者への十分な情報提供を行うと共に、相談者のプライバシーの保護等、保有個人情報の管理等に十分留意しなければならない。
- 2 結婚サポーターとして知り得た秘密は、サポーターを辞した後においても他に漏らしてはならない。
  - 3 結婚サポーターは、自己及び自己の属する企業等の利益を得ることを目的として、その活動を行ってはならない。

### (委嘱)

第5条 結婚サポーターは、とちぎ未来クラブの実施する結婚支援事業に賛同する企業等の従業員であって当該企業から推薦を受けた者から、とちぎ未来クラブ会長が委嘱する。

### (報酬)

第6条 結婚サポーターには報酬を支給しない。

### (任期)

- 第7条 結婚サポーターの任期は、委嘱の日から令和8(2026)年3月31日までとする。
- 2 とちぎ未来クラブは、前項の規定にかかわらず、結婚サポーターとして不適切な振る舞いや言動があった場合は、当該結婚サポーターの委嘱を解くことができる。

### (災害補償)

第8条 結婚サポーターの災害に関する補償は、とちぎ未来クラブが別途契約する保険の範囲内で補償するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成 19(2007)年 8 月 6 日から施行する。

この要綱は、平成 23(2011)年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26(2014)年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2(2020)年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 5(2023)年 4 月 1 日から施行する。